

## 会津大学産学イノベーションセンター規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 75 号)

( 改 正 2 0 2 4 年 4 月 1 日 )

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、会津大学学則第 4 条に定める会津大学産学イノベーションセンター（以下「センター」という。）の内部組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 センターは、産学連携の推進に必要な環境を整備し、これを効果的に運用及び提供することによって、会津大学の教育及び研究並びに産学連携の推進に寄与することを目的とする。

### (業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 産学連携の推進に関連する情報の収集、蓄積、処理及び提供
- (2) 産学連携の推進に必要な学術情報の提供
- (3) 産学連携の推進のための各種相談及びコーディネート
- (4) 産学連携の推進に寄与するセンター施設の整備、管理及び運営
- (5) 会津大学産学イノベーションセンター利用規程に定める業務
- (6) その他センター設置目的の達成に必要な業務

### 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。